



新聞



介護保険について

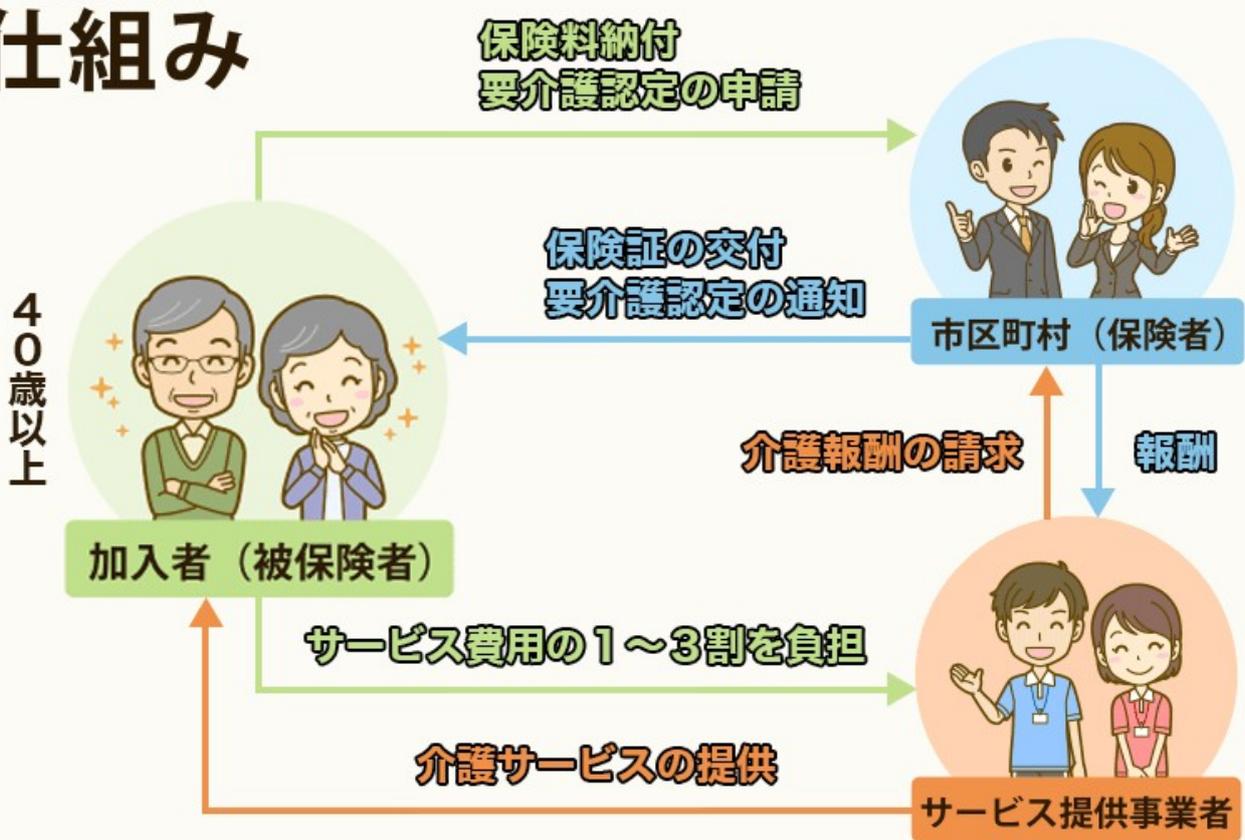
介護保険とはどんな保険？

介護保険制度とは、社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険制度を利用すると、65歳以上の要介護状態または要支援状態になった方が訪問介護や訪問看護と言った介護サービスを利用した場合、サービスにかかった費用の一部を保障してもらえます。

介護保険は単に身の回りの世話をするだけでなく被介護者の自立をサポートする「自立支援」被介護者本人が自由に選択することで介護サービスを総合的に受けられる「利用者本位」納めた保険料に応じて、サービスや給付金を受ける「社会保険方式」の3つの柱を基本に成り立っています。

介護保険を利用する際は、本人に介護がどの程度必要なのか判断を受け各市区町村の担当課や地域包括支援センターで要介護認定の申請が必要です。

介護保険の仕組み



小規模多機能型居宅介護って???

- 同一事業所、同一職員により『通い』『訪問』『泊まり』を利用する事ができます。
- 急なサービスの変更等、従来の介護サービスでは対応できなかった『困った』に対し、『通い』『訪問』『泊まり』を使い、柔軟に支えていくサービスです。

久左の家における

「通い」「泊まり」「訪問」

家族や本人の変化に気づき、その場で対応



わたしたちの目指すサービス

みんな笑顔で ○(^。^.)○

住み慣れたまちで、「いつもの暮らしがしたい」という方々のお手伝いをさせていただきます。

アットホームな雰囲気第2の我が家と思って頂けるようなサービス提供を心掛けます。一人一人に寄り添い、その人らしさを大切にしながら、コミュニケーション・入浴・排泄・食事等の個別対応をできるだけ行っています。また、生活リハビリを取り入れ、ご本人やご家族がより良い生活を送れるような支援を心掛けています。

デイサービス久左

デイサービス久左は認知症対応型デイサービスです。

認知症対応型通所介護とは、認知症の方を専門としたデイサービスです。

- 1.認知症の方に対応しています。
- 2.定員が少人数で人員配置の割合が高い(手厚い)です。



※利用者定員が12名以下となっており、介護保険法に定める人員配置基準では、一般の通所介護よりも人員体制が手厚くなっています。

- 3.地域密着型サービスです。



デイサービスでの1日の過ごし方

- 8:30 ご自宅までお迎え
- 9:30 ティータイム 健康チェック
- 10:00 体操 入浴
レクリエーション 趣味の時間
- 12:00 昼食
休憩・休養
- 14:00 レクリエーション
- 15:00 おやつ
昔のお話など楽しいおしゃべりの時間
- 16:30 ご自宅までお送り



訪問介護とは？

介護を必要とされる方が、ご自宅で快適に生活できるように、介護職員がお伺いし、身のまわりのお世話や、自立支援のためのサービスを提供します。

介護保険・障害福祉サービスがご利用いただけます。

サービスがご利用いただける方

- ①介護保険・介護認定を受け要介護、要支援となられた方
- ②障害福祉サービスの受給者証があり、居宅サービスの支給のある方

訪問介護の内容

健康状態の観察

血圧・脈拍・
体温の測定等



自立した生活のための支援
体位変換・寝たきりの予防
精神障害の方の自立支援



日常生活の介護

食事・排泄・
清潔保持などの介護



通院の介助

必要がある場合は
付き添いいたします



日常生活のお手伝い

一般的な調理・掃除・洗濯
買物や薬の受けとり



このような方に喜んで
頂いております！！



歩行が困難な方

外出にお手伝いが必要な方
視覚障害の方



ご自身で食事・入浴
着替えが困難な方



寝たきりの方

家事やお掃除の支援が
必要な方



ケアマネジャーの仕事とは？

ケアマネジャー(介護支援専門員)とは、介護を必要とする方が、介護サービス(訪問介護やデイサービスなど)を受けられるようにサポートする専門職です。

ケアマネジャーの業務内容は次の通りです

- ① 利用者・家族からの相談受付
- ② 相談に対して、課題の把握と解決策の提案
- ③ 解決策に対する、サービス事業所の情報共有
- ④ 介護サービス計画書(ケアプラン)の立案
- ⑤ 定期的な自宅訪問による状況把握(新たな課題の抽出)

ケアマネジャーに「何でも相談にしていってと言われても、具体的にどんな相談をして良いのかわからない」という声を時折耳にしますので、その内容をまとめました。

◎市区町村役場から届いた手紙の意味がわからないから見てほしい

市区町村役場から届く手紙について、内容が良く分からないと連絡を頂くことがあります。このような相談は、ケアマネジャーへしても良い内容でしょう。例えば「介護保険の更新申請」など、手紙の内容によっては、申請代行してくれる場合もあります。

◎経済的に困窮している。どうすればいいのか

お金の相談は、身内であってもなかなかしづらいものだと思います。金銭に関する相談もケアマネジャーにして良い内容です。ただしケアマネジャーだけでは対応できない場合は、市区町村役場や地域包括支援センターを紹介してくれます。こちらで具体的な解決策が見つかることもあります。

◎家事を手伝ってほしい

「月一回の訪問時に買い物代行をお願いしたい」「せっかく来てくれたのだから電球を付け変えてほしい」「掃除をしてほしい」という家事代行に当たる内容は、ケアマネジャーの業務外です。こうした希望がある場合には、まずケアマネジャーに相談をして、行ってくれる生活支援サービスを教えてもらいましょう。ケアマネジャーは、相談に乗る、困りごとを解決するための提案をしてくれる仕事と認識しておきましょう。

デイサービス・小規模多機能

作品・日々の様子



法人では日々こんな研修をしています

○感染予防(手洗い)全体研修会／食中毒・感染症対策委員会

感染予防研修会として、手洗いのおさらいをしました。特殊な液体を手に塗り、石鹼で普段通りに洗った後、保健所からお借りした機械で洗い残しをチェックします。改めて正しい手洗いの重要性を学びました。



○調理研修会／訪問介護事業所



コロナ禍後、初開催となった調理研修の様子を紹介します。
3年以上ぶりの実習に参加したヘルパーも高揚した雰囲気となり、和気あいあいと始まりました。
今回初めて事前にメニューを決めず、普段利用者様の家にありそうな材料を用意し、二班に別れ援助時間と同じ60分以内で三品を目標に取り組みました。さすが熟練のヘルパーさんばかり、二班合わせて10品近くの料理が出来上がりました。
他のヘルパーの手際や調理器具の使い方に感心したり、調理の仕方や味付けの確認をしたり、各々いろいろ情報交換ができ、大変学びの多い時間になりました。





社会福祉法人千歳会

〒522-0083

滋賀県彦根市河原二丁目1番3号

電話 0749-21-5144 (代表)

FAX 0749-24-4829 (代表)

E-Mail chitosekaigo1810@song.ocn.ne.jp (代表)

HP <http://www.chitosekai.net/>

□ 居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)

電話 0749-21-5144

E-Mail cm1@chitosekai.net

□ 訪問介護事業所 (ヘルパー)

電話 0749-27-2555

E-Mail helper01@chitosekai.net

□ 小規模多機能型居宅介護事業所 久左の家

電話 0749-21-2666

E-Mail kyuuzanoie1@chitosekai.net

□ 認知症対応型通所介護事業所 デイサービス久左

電話 0749-24-6600

E-Mail kyuuzal@chitosekai.net

□ 法人本部事務局

電話 0749-21-5144

E-Mail chitosekaigo1810@song.ocn.ne.jp

